

広島県子ども・子育て審議会運営規程の改正について

1 趣旨

「こども基本法」に基づき、子供施策が適正かつ円滑に行われるよう関係機関・団体等の有機的な連携を確保するため、「広島県子ども・子育て審議会」を、こども基本法に基づく協議会として位置付け、広島県子ども・子育て審議会部会の分掌に次の事項を追加する。

【計画部会】

- ・都道府県こども計画の策定に関すること（こども基本法第10条第1項）

2 法律の概要

令和5年4月に施行された「こども基本法」においては、「都道府県こども計画」の策定や、こども施策の策定・実施・評価の過程でこどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させること、また、関係機関・団体等の有機的な連携を確保し、子供施策を適正かつ円滑に行うため、こども施策の事務・連絡調整を行うための協議会の設置等が都道府県の役割として定められた。

【こども基本法（令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行）関係条文抜粋】

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- 第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子供に関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

（以下、内閣官房「こども基本法説明資料」より）

- ※「都道府県こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく子供・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子供の貧困対策推進法に基づく都道府県計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画等と一体のものとして作成することができる。
- ※「協議会」は、例えば、子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（本県の「広島県子ども・子育て審議会」）等を含むものとして、包括的に規定されており、別の新たな協議会の設置を求めているものではない。

3 対応方針

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」をこども基本法に基づく「都道府県こども計画」と位置付けることとし、「広島県子ども・子育て審議会」をこども基本法に基づく協議会として位置付け、こども施策の適正かつ円滑な推進に取り組む。

4 広島県子ども・子育て審議会運営規程について

資料2-2のとおり、次の改正を行う。

- ・計画部会の分掌事項の追加
- ・その他、字句の整理